

○講座等の開設及び運営に関する指針

講座等の開設及び運営に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、講座の効率性と市民への公平性を確保することを目的とし、市が行う講座等のあり方について、統一的な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「講座等」とは、市民等の意識や意欲を啓発し、安全と健全な生活を推進することを目的として、市が主体的に実施する講座、教室、講演会、セミナー等をいう。ただし、職員のみを対象とするもの、説明会、イベントにおける出展、出前講座、放課後子ども教室、日本語初期教室、適応指導教室、タウンミーティング、市民病院・児童館が実施しているもの、外郭団体・指定管理者が自主的に実施しているものは除く。

(講座等の開設)

第3条 講座等の開設に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 新たな講座等を設置する場合は、講座等にかかる経費増加を抑制するため、事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組むこと。
- (2) 新たな講座等を設置する場合は、社会的ニーズの高い行政課題又は民間事業者では実施が困難であるものとする。
- (3) 類似又は関連する既存の講座等の有効活用及び民間事業者による実施状況を十分調査・検討し、特に同じ目的で複数の講座等を実施している場合はその必要性を厳しく判断し、安易に設置しないこと。
- (4) 検討段階において、講座等の企画及び実施に係る職員等の人件費等を加味して、費用対効果を十分に検証すること。
- (5) 講座等の内容は、当該事務事業の目的を踏まえて、目的を明確にし、適切な範囲の実施内容及び受講対象者を選択すること。
- (6) 講座等の運営を民間事業者に委託する場合は、「民間委託の推進に関する指針（平成25年1月策定）」の基準に当てはめて、判断すること。

(既存の講座等の見直し)

第4条 既に設置されている講座等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、行政の効率性確保の見地から廃止又は見直しするものとする。ただし、市に実施義務がある場合など特別な事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの

- (4) 申込み時受講率が50%以下のもの
 - (5) 講座等以外の方法により設置目的の達成が可能なもの
 - (6) 設置の目的又は内容が他の講座等と類似し、又は重複しているもの
- 2 5年以上開催されている講座等については、開始当時の目的と乖離がないか、目標とする効果を達成しているか確認し、必要な改善を行うものとする。

(受講料)

第5条 受益者負担の原則及び公平性・公正性の確保の見地から、次の各号のいずれかに該当する事業を除き、受講料を徴収するものとし、受講料の算出については、別紙のとおりとする。

- (1) 社会的に進める事業
- (2) 公共性が高く、その効果が社会に還元される事業

(広報)

第6条 講座等の開催にあたっては、事前に十分な周知を図るものとし、市ホームページ及び生涯学習情報ガイド等に掲載することとする。

- 2 講座等の周知方法については、受講対象者の特性にあわせ、適宜効果的・効率的な手法をとることとする。

(応募)

第7条 類似又は関連する講座等については、受講者の重複防止及び事務の効率化を図ることとする。

- 2 講座等に興味を持った人がより手軽に申込手続きを行うことができるよう、インターネットの活用など手続きの簡素化を図ることとする。

(効果の検証)

第8条 所管課は原則受講者名簿を記録・保管するとともに、受講者アンケートを実施し、受講者の特性及び意見等を分析するなど、絶えずその効果を検証し、実施内容の見直しに努めるものとする。

附 則

この指針は、平成27年11月20日から施行する。